

特定物資納付金処理特別会計法 を廢止する法律

第四条中「特定物資納付金処理特別会計からの繰入金」を削除。

法を廢止する法律案外四案
第三十六条を次のように改める。
(移転料)

が含まれる場合にあつては定額の百分の四十五に相当する額の範囲内、陸路が含まれる場合にあつては定額の百分の二十に相当する額の範囲内においてそれ大蔵省令で定める額に相当する額を加算した額

る移転料の額の計算について、第二十三条第一項の規定は、前項の規定による移転料の額の計算についてそれぞれ準用する。
第三十八条第四項中「第二十五条规定の下に「第一項第三号及び」を加え

特定物資輸入臨時措置法の失効に伴い、特定物資納付金処理特別会計法を昭和三十七年度限り廃止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国家公務員等の旅費に関する法律
の一部を改正する法律案

四庫全書

この法律の施行の際算定物資額
付金処理特別会計に属する資産
(現金を除く)及び負債は、この
法律の施行の際、一般会計に帰属

ପ୍ରକାଶନ ମୁଦ୍ରଣ

4 特定物資納付金処理特別会計の 昭和三十七年度の出納完結の際同

会計に属する現金は、その出納完

総の際 産業投資特別会計に帰属するものとする。

前項の規定により産業投資特別

会計に帰属した現金は、同会計の
歳入とする。

6 産業投資特別会計法（昭和二十
九年六月三十日）

八年法律第一百一十一号の一部を

次のように改正する。

第三条「一般会計資金繰り処理特別会計からの繰入金」の下に「、

特定物資納付金処理特別会計法を 議定二〇一六年三月三十日付

廢止する法律（昭和三十六年法律
第一号）附則第四項の規定によ

「この会計に帰属した現金」を加える。

第二十五条第二項中「その起任の後」を削る。

りの規定による計算した数以 下本号において同じ。)に、水路

第二十五条第一項第三号及び第
二項の規定は、前三項の規定によ

別表第一を次のように改める。

別表第二 外國旅行の旅費

一 日当、宿泊料及び食卓料

内閣總理大臣等	分		日 当(一日につき)		宿泊料(一夜につき)		食卓料(一夜につき)
	甲 地 方	乙 地 方	甲 地 方	乙 地 方	甲 地 方	乙 地 方	
内閣總理大臣及び最高裁判所長官			四、二〇〇円		一三、一〇〇円		四、八〇〇円
國務大臣及び特命全權大使			三、四〇〇円		一〇、五〇〇円		四、一〇〇円
その他の者			二、七〇〇円		八、一〇〇円		三、六〇〇円
一等級又は二等級の職務にある者			一一、一〇〇円		七、一〇〇円		三、一〇〇円
三等級の職務にある者			一、九〇〇円		一、八〇〇円		一、六〇〇円
四等級又は五等級の職務にある者			一、六五〇円		一、五五〇円		一、二〇〇円
六等級以下の職務にある者			一、四〇〇円		一、三〇〇円		一、九〇〇円

備考

一 乙地方とは、アジア地域(本邦を除く)及びアフリカ地域のうち大蔵省令で定める地域をいい、甲地方とは、乙地方以外の地域(本邦を除く)をいう。

二 船舶又は航空機による旅行(出発又は到着の日の旅行を除く)の場合における日当の額は、乙地方につき定める定額とする。

二 移転料

内閣總理大臣等	特命全權大使	鉄道百キロメートル未満	鉄道百キロメートル以上五百キロメートル未満	鉄道五百キロメートル以上一千五百キロメートル未満	鉄道一千キロメートル以上二千五百キロメートル未満	鉄道二千五百キロメートル以上二万キロメートル未満	鉄道二千五百キロメートル以上五万キロメートル未満	鉄道五千キロメートル以上一十万五千キロメートル未満	鉄道一万五千キロメートル以上一十五万五千キロメートル未満	鉄道一万五千キロメートル以上二十万五千キロメートル未満	鉄道二十一万五千キロメートル以上三十万五千キロメートル未満	鉄道二十一万五千キロメートル以上四十万五千キロメートル未満	鉄道二十一万五千キロメートル以上五十万五千キロメートル未満
その他の者	四二、二一〇〇円	五五、四〇〇円	七六、六〇〇円	一〇〇、三〇〇円	一二六、七〇〇円	一五五、八〇〇円	一七一、六〇〇円	一八七、四〇〇円	二〇三、三〇〇円	二〇三、三〇〇円	二〇三、三〇〇円	二〇三、三〇〇円	二〇三、三〇〇円
一等級の職務にある者	三八、四〇〇円	五〇、四〇〇円	六九、六〇〇円	九一、二〇〇円	一一五、二〇〇円	一四一、六〇〇円	一五六、〇〇〇円	一七〇、四〇〇円	一八四、八〇〇円	一八四、八〇〇円	一八四、八〇〇円	一八四、八〇〇円	一八四、八〇〇円
二等級の職務にある者	三〇、七〇〇円	四〇、三〇〇円	五五、七〇〇円	七三、〇〇〇円	九二、一〇〇円	一二三、三〇〇円	一二四、八〇〇円	一三六、三〇〇円	一四七、八〇〇円	一四七、八〇〇円	一四七、八〇〇円	一四七、八〇〇円	一四七、八〇〇円
三等級の職務にある者	二五、〇〇〇円	三六、五〇〇円	五〇、五〇〇円	六六、一〇〇円	八三、五〇〇円	一〇一、七〇〇円	一一三、一〇〇円	一二三、五〇〇円	一三四、〇〇〇円	一三四、〇〇〇円	一三四、〇〇〇円	一三四、〇〇〇円	一三四、〇〇〇円
四等級の職務にある者	二二、一〇〇円	二九、〇〇〇円	四五、二〇〇円	五九、三〇〇円	七四、九〇〇円	九二、〇〇〇円	一〇一、四〇〇円	一一〇、八〇〇円	一二〇、一〇〇円	一二〇、一〇〇円	一二〇、一〇〇円	一二〇、一〇〇円	一二〇、一〇〇円
五等級以下の職務にある者	一九、二〇〇円	二五、二〇〇円	三四、八〇〇円	四五、六〇〇円	五七、六〇〇円	七〇、八〇〇円	七八、〇〇〇円	八五、二〇〇円	九二、四〇〇円	九二、四〇〇円	九二、四〇〇円	九二、四〇〇円	九二、四〇〇円

備考

路程の計算については、水路及び陸路一キロメートルをもつてそれぞれ鐵道一キロメートルとみなす。

三 支度料及び死亡手当

区

分

支

度

料

死 亡 手 当

	出	旅 行 期 間 一 月 未 満	旅 行 期 間 一 月 以 上	旅 行 期 間 三 月 以 上	張	赴	任	死 亡 手 当
内閣総理大臣等	内閣総理大臣及び最高裁判所長官	一一九、三六〇円	一五七、〇八〇円	一八四、八〇〇円				四八〇、〇〇〇円
内閣総理大臣及び特命全権大使	國務大臣及び特命全権大使	一一八、五八〇円	一四三、九九〇円	一六九、四〇〇円	三〇〇、〇〇〇円	四四〇、〇〇〇円		
その他の者	その他の者	一〇七、八〇〇円	一三〇、九〇〇円	一五四、〇〇〇円	一五〇、〇〇〇円	四〇〇、〇〇〇円		
一等級の職務にある者	一等級の職務にある者	八六、二四〇円	一〇四、七二〇円	一一三、二〇〇円	一〇〇、〇〇〇円	三一〇、〇〇〇円		
二等級の職務にある者	二等級の職務にある者	七八、一六〇円	九四、九一〇円	一一一、六五〇円	一九〇、〇〇〇円	一九〇、〇〇〇円		
三等級の職務にある者	三等級の職務にある者	七〇、〇七〇円	八五、〇九〇円	一〇〇、一〇〇円	一八〇、〇〇〇円	二六〇、〇〇〇円		
四等級の職務にある者	四等級の職務にある者	六一、九九〇円	七五、二七〇円	八八、五五〇円	一五〇、〇〇〇円	二三〇、〇〇〇円		
五等級以下の職務にある者	五等級以下の職務にある者	五三、九〇〇円	六五、四五〇円	七七、〇〇〇円	一二〇、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円		
六等級の職務にある者	六等級の職務にある者	六一、九九〇円	七五、二七〇円	八八、五五〇円	一五〇、〇〇〇円	二三〇、〇〇〇円		
七等級以下の職務にある者	七等級以下の職務にある者	五三、九〇〇円	六五、四五〇円	七七、〇〇〇円	一二〇、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円		

附則

1 この法律は、昭和三十八年四月

一日から施行する。

2 改正後の国家公務員等の旅費に

関する法律の規定は、この法律の

施行の日以後に出発する旅行(死

亡手当については、同日以後の死

亡)について適用し、同日前に出

發した旅行(死亡手当については、

同日前の死亡)については、なお

所得に対する租税に関する二重課
税の回避のための日本国とオース
トリア共和国との間の条約の実施
に伴う所得税法の特例等に関する
法律案

右

国会に提出する。
昭和三十八年一月二十九日
内閣総理大臣 池田 勇人

職員の旅行の実情等にかんがみ、
外國旅行における日当、宿泊料、移
転料等の定額を引き上げることとする
等の必要がある。これが、この法
律案を提出する理由である。

理由

第一條 この法律は、所得に対する
租税に関する二重課税の回避のた
だ

めの日本国とオーストリア共和国
との間の条約(以下「条約」という。)
を実施するため、所得税法(昭和
二十二年法律第二十七号)及び法
律案に伴う所得税法の特例等に関する
規定による恒久的施設(以下「恒
久的施設」という。)に歸せられる
ものを除く。)に対する同法第十八
条第二項又は第四十一条第一項若
しくは第二項の規定の適用につい
ては、これらの規定中「百分の二
十」とあるのは、「百分の十」とす
る。ただし、当該配当に対する所
得税の税率の特例

第二条 所得税法第一條第六項の規
定に該当する法人(同条第七項の規
定により法人とみなされる社團
又は財團を含む。以下同じ。)で条
約第三条(b)に規定するオースト里
アの居住者であるものが支払を受
ける条約第九条第一項ただし書の
規定に該当する配当で同法の施行
地にその源泉があるもの(その者

条(b)に規定するオーストリアの居
住者であるもの(以下「オースト
リアの居住者」という。)が支払を
受けれる条約第十条第一項に規定す
る利息、条約第十二条第一項に規定す
る使用料又は同条第三項に規
定する収益で同法の施行地にその
源泉があるもの(その者の同法の
施行地にある恒久的施設に帰せら
れるものを除く。)に対する同法第
十七条第一項、第十八条第二項又
は第四十一条第一項若しくは第二
項の規定の適用については、これ
らの規定中「百分の二十」とある
のは、「百分の十」とする。ただ
し、これらの所得に対し所得税を
課さず、又はこれらの所得に対する
所得税額をその支払を受けるべ

(趣旨)

(配当、利子、使用料等に対する申告納税に係る所得税等の軽減)
第四条 所得税法第一条第八項第一号又は法人税法第一条第四項第一号に掲げる事業を有するオーストリアの居住者が条約第九条第一項に規定する配当でこれらの法律の施行地にその源泉があるもの(その者のこれら法律の施行地にある恒久的施設に帰せられるものを除く)に係る所得を有する場合において、その者の所得税額又は法人税額のうち当該所得に対応する部分の金額が、当該配当の金額の百分の二十(第二条に規定する配当については、百分の十)に相当する金額をこえるときは、その者の所得税額又は法人税額につき、そのこえる金額に相当する税額を軽減する。

2 前項に規定する者が前条に規定する利子、使用料又は収益(以下「利子等」という。)に係る所得を有する場合において、その者の所得税額又は法人税額の百分の十に相当する部分の金額が、当該所得に対する金額をこえるときは、その者の所得税額又は法人税額につき、そのこえる金額に相当する税額を軽減する。

算した場合における所得額又は法人税額に相当する金額から、当該所得が生じなかつたものとして計算した場合における所得額又は法人税額に相当する金額を控除して得た金額とする。

4 第二項に規定する所得額又は法人税額のうち当該所得に対応する部分の金額は、当該所得の生じた年分又は事業年度分につき、同一項の規定の適用がなく、かつ、第一項に規定する配当に係る所得を有する場合には当該配当に係る所得が生じなかつたものとして計算した場合における所得額又は法人税額に相当する金額から、これらの所得が生じなかつたものとして計算した場合における所得額又は法人税額に相当する金額を控除して得た金額とする。

3 第四条の規定は、この法律の施行の日の属する年の一月一日（同条第一項又は第二項に規定する者が法人である場合には、当該法人の同日以後に最初に開始する事業年度の開始の日）以後に支払を受けるべきこれらの規定に規定する所得について適用する。

理由

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とオーストリア共和国との間の条約を実施するため、オーストリアの居住者が支払を受けた配当、利子、使用料等に対する所得税の税率の特例その他所要の事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

所得税に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案

右

国会に提出する。

昭和三十八年一月二十九日
内閣総理大臣 池田 勇人

所得税に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案

(註四) 合王國政府との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律

第一条 この法律は、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の条約(以下「条約」という。)を実施するため、所得税法(昭和二十一年法律第二十七号)及び法人税法(昭和二十一年法律第二十八号)の特例その他必要な事項を定めるものとする。

(配当に対する源泉徴収に係る所徴税の税率の特例)

第二条 所得税法第一条第二項の規定に該当する個人又は同条第六項の規定に該当する法人で条約第二条第一項(f)又は(e)に規定する連合王国の居住者又は連合王国の法人に相当するもの(合規定する連合王国の居住者又は連合王国の法人に相当するものと含む。)であるもの(以下「連合王国の居住者等」という。)が支払を受けける所徴税の税率(本文に規定する恒久的施設(以下「恒久的施設」という。)に帰せられるものその他条約第六条第一項(b)の規定の適用を受けないものを除く。)に対する同法第十七条第一項、第十八条第二項又は第四十一条第一項若

しかし第二項の規定の適用については、これらの規定中「百分の二十一」とあるのは、「百分の十五」とする。ただし、当該配当のうち条約第六条第一項のただし書の規定に該当するものに対する同法第八条第二項又は第四十一条第一項若しくは第二項の規定の適用については、これらの規定中「百分の二十」とあるのは、「百分の十」とする。

2 前項の規定は、同項に規定する配当に対する所得税額をその支払を受けるべき金額の百分の十五（同項ただし書に規定する配当に対する所得税額については、百分の十）に相当する金額以下とする。他の法律の規定の適用を妨げない。

（利子、使用料等に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例）

第三条 連合王国の居住者等が支払を受ける条約第七条第一項に規定する利子（所得税法第一条第三項第一号に掲げる所得に該当するものを除く）、条約第八条第一項に規定する使用料又は同条第三項に規定する金額で同法の施行地にその源泉があるもの（その者の同法の施行地にある恒久的施設に帰せられるものその他条約第七条第一項並びに第八条第一項及び第三項の規定の適用を受けないものを除く）に対する同法第十七条第一項、第十八条第二項又は第四十一条第一項若しくは第二項の規定の適用については、これらの規定中「百分の二十」とあるのは、「百分の十」とする。

万方数据

3 第四条の規定は、この法律の施行の日の属する年の一月一日（同条第一項又は第二項に規定する者が法人である場合には、当該法人の同日以後に最初に開始する事業年度の開始の日）以後に支払を受けるべきこれらの規定に規定する所 得について適用する。

(趣旨)
第一条 この法律は、所得に対する
租税に関する二重課税の回避及び
脱税の防止のための日本国政府と
グレート・ブリテン及び北部アイ
ルランド連合王国政府との間の条
約(以下「条約」といふ。)を実施す
るため、所得税法(昭和二十一年
法律第二十七号)及び法人税法(昭
和二十二年法律第二十八号)の特
例その他必要な事項を定めるもの
とする。

(配当に対する源泉徴収に係る所
得税の税率の特例)

第二条 所得税法第一条第二項の規
定に該当する個人又は同条第六項
の規定に該当する法人で条約第二
条第一項(イ)又は(エ)に規定する連合
王国の居住者又は連合王国の法人
(条約第二十二条第一項の規定に
より条約が適用されている地域に
係る条約第二条第一項(イ)又は(エ))
に規定する連合王国の居住者又は連
合王国の法人に相当するものを含む。
)であるもの(以下「連合王国の
居住者等」という。)が支払を受け
る条約第六条第一項(イ)本文に規定
する配当(その者の同法の施行地に
ある条約第二条第一項(イ)に規定
する恒久的施設(以下「恒久的施

しかし第二項の規定の適用については、これらの規定中「百分の二十」とあるのは、「百分の十五」とする。ただし、当該配当のうち条約第六条第一項(例)ただし書の規定に該当するものに対する同法第八条第二項又は第四十一条第一項若しくは第二項の規定の適用については、これらの規定中「百分の二十」とあるのは、「百分の十」とする。

2 前項の規定は、同項に規定する配当に対する所得税額をその支払を受けるべき金額の百分の十五(同項ただし書に規定する配当に対する所得税額については、百分の十)に相当する金額以下とする他の法律の規定の適用を妨げない。

(利子、使用料等に対する源泉徴収による所得税の税率の特例)

第三条 連合王国の居住者等が支払を受ける条約第七条第一項に規定する利子(所得税法第一条第三項第一号に掲げる所得に該当するものを除く)、条約第八条第一項に規定する使用料又は同条第三項に規定する金額で同法の施行地にその源泉があるもの(その者の同法の施行地にある恒久的施設に帰せられるものその他条約第七条第一項並びに第八条第一項及び第三項の規定の適用を受けないものを除く)に対する同法第十七条第一

深吸一口气，你就会发现，原来自己是如此的渺小。

昭和三十八年三月五日 衆議院会議録第十三号

特定物資納付金処理特別会計法を廃止する法律案外四案

第二十一条の八 協会は、前条の申請があつたときは、当該申請に係る消防用機械器具等について個別検定を行ない、当該申請に係る消防用機械器具等の形状等が第二十一条の四第二項の規定により型式承認を受けた消防用機械器具等の型式に係る形状等と同一であるときは、当該申請に係る消防用機械器具等を、個別検定に合格したものとしなければならない。

前項の個別検定の実施業務に從事する協会の職員は、政令で定める資格を有する者でなければならぬ。

第二十一条の九 協会は、前条第一項の規定により個別検定に合格した消防用機械器具等、自治省令で定めるところにより、当該消防用機械器具等の型式は第二十一条の四第二項の規定により型式承認を受けたものであり、かつ、当該消防用機械器具等は前条第一項の規定により個別検定に合格したものとし得るものである旨の表示を附さなければならぬ。

前項の規定により個別検定に合格した消防用機械器具等は前条第一項の規定により個別検定に合格したも

のとしなければならない。

第二十一条の十 协会は、前条第一項の規定により個別検定に合格した消防用機械器具等についての試験を行ない、又は型式承認を受けた者で個別検定を受けようとするもの申請に基づき消防用機械器具等についての試験を行ない、又は型式承認を受けた者で個別検定を受けようとするもの申請に基づき消防用機械器具等についての試験を行な

る。

自治大臣は、前項の規定により試験を行ない、又は個別検定を行なう場合は、あらかじめ、当該試験又は個別検定を行なう消防用機械器具等の種類及び当該試験又は個別検定を行なう期間を公示しなければならない。

第二十一条の三第二項及び第三項の規定は第一項の規定により自

治大臣が試験を行なう場合に、第二十一条の七、第二十一条の八第一項及び第二十一条の九の規定は

第一項の規定により自治大臣が規定により個別検定を行なう場合に、前条の規定は第一項の

規定により自治大臣が行なつた個別検定の合格の効力について準用する。

協会は、第二項の規定により公

示された期間中は、同項の規定により公示された種類の消防用機械器具等について、試験を行な

る協会のすでに行なつた個別検定

の合規の効力は、失われるものとする。

第二十一条の十一 自治大臣は、協会が、消防用機械器具等についての試験又は個別検定を行なう機能の全部又は一部を喪失したことにより、当該試験又は個別検定に觸れた業務を行なうことが困難となる場合において、特別の必要があると認めるとときは、型式承認を受ける者の中の申請に基づき消防用機械器具等についての試験を行なうことができる。

第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による表示が附されている消防用機械器具等で第二十一条の十(前条

第三項において準用する場合を含む。)の規定によりその個別検定の合規の効力が失われたもの又は消防用機械器具等で第二十一条の八(前条

第一項の規定により協会の行なう試験若しくは個別検定又は第二十一

条の十一第一項の規定により自治大臣の行なう試験若しくは個別検

定を受けようとする者は、政令で定めるところにより、手数料を納付しなければならない。

前項の手数料は、協会の行なう試験又は個別検定に係るものにつ

いては協会の、自治大臣の行なう試験又は個別検定に係るものにつ

いては国庫の収入とする。

第二十一条の二十二 協会でない者は、日本消防検定協会といふ名称

で定めるところにより、登記しなければならない。

前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対する抗することができない。

第二十一条の二十三 協会でない者は、日本消防検定協会といふ名称

を用いてはならない。

第二十一条の二十四 協会に、役員について準用する。

第二十一条の二十九 協会は、法人

として、理事長一人、理事三人以内及び監事一人を置く。

第二十一条の二十五 理事長は、協会を代表し、その業務を総理す

る。

理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して協会の

業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事

身分を示す証明書を関係のある者に提示しなければならない。

第二十一条の十四 自治大臣は、政令で定めるところにより、前二条に規定する権限の一部を都道府県知事に委任することができる。

協会の資本金は、消防法の一部を改正する法律(昭和三十八年法律第

号)附則第六条第一項の規定による政府からの出資があつた場合には、当該出資により増加額を出資する。

第二十一条の二十 協会の資本金は、三千円とし、政府がその全

額を出資する。

第二十一条の二十一 協会の資本金は、三千円とし、政府がその全

額を出資する。

第二十一条の二十二 協会の資本金は、三千円とし、政府がその全

額を出資する。

第二十一条の二十三 協会の資本金は、三千円とし、政府がその全

額を出資する。

第二十一条の二十四 協会の資本金は、三千円とし、政府がその全

額を出資する。

第二十一条の二十五 協会の資本金は、三千円とし、政府がその全

額を出資する。

第二十一条の二十六 協会の資本金は、三千円とし、政府がその全

額を出資する。

第二十一条の二十七 協会の資本金は、三千円とし、政府がその全

額を出資する。

第二十一条の二十八 協会の資本金は、三千円とし、政府がその全

額を出資する。

第二十一条の二十九 協会の資本金は、三千円とし、政府がその全

額を出資する。

第二十一条の三十 協会の資本金は、三千円とし、政府がその全

額を出資する。

第二十一条の三十一 協会の資本金は、三千円とし、政府がその全

額を出資する。

第二十一条の三十二 協会の資本金は、三千円とし、政府がその全

額を出資する。

第二十一条の三十三 協会の資本金は、三千円とし、政府がその全

額を出資する。

第二十一条の三十四 協会の資本金は、三千円とし、政府がその全

額を出資する。

第二十一条の三十五 協会の資本金は、三千円とし、政府がその全

額を出資する。

第二十一条の三十六 協会の資本金は、三千円とし、政府がその全

額を出資する。

第二十一条の三十七 協会の資本金は、三千円とし、政府がその全

額を出資する。

第二十一条の三十八 協会の資本金は、三千円とし、政府がその全

額を出資する。

第二十一条の三十九 協会の資本金は、三千円とし、政府がその全

額を出資する。

第二十一条の四十 協会の資本金は、三千円とし、政府がその全

額を出資する。

第二十一条の四十一 協会の資本金は、三千円とし、政府がその全

額を出資する。

第二十一条の四十二 協会の資本金は、三千円とし、政府がその全

額を出資する。

第二十一条の四十三 協会の資本金は、三千円とし、政府がその全

額を出資する。

第二十一条の四十四 協会の資本金は、三千円とし、政府がその全

額を出資する。

第二十一条の四十五 協会の資本金は、三千円とし、政府がその全

額を出資する。

第二十一条の四十六 協会の資本金は、三千円とし、政府がその全

額を出資する。

第二十一条の四十七 協会の資本金は、三千円とし、政府がその全

額を出資する。

第二十一条の四十八 協会の資本金は、三千円とし、政府がその全

額を出資する。

第二十一条の四十九 協会の資本金は、三千円とし、政府がその全

額を出資する。

第二十一条の五十 協会の資本金は、三千円とし、政府がその全

額を出資する。

第二十一条の五十一 協会の資本金は、三千円とし、政府がその全

額を出資する。

第二十一条の五十二 協会の資本金は、三千円とし、政府がその全

額を出資する。

第二十一条の五十三 協会の資本金は、三千円とし、政府がその全

額を出資する。

第二十一条の五十四 協会の資本金は、三千円とし、政府がその全

額を出資する。

第二十一条の五十五 協会の資本金は、三千円とし、政府がその全

額を出資する。

第二十一条の五十六 協会の資本金は、三千円とし、政府がその全

額を出資する。

第二十一条の五十七 協会の資本金は、三千円とし、政府がその全

額を出資する。

第二十一条の五十八 協会の資本金は、三千円とし、政府がその全

額を出資する。

第二十一条の五十九 協会の資本金は、三千円とし、政府がその全

額を出資する。

第二十一条の六十 協会の資本金は、三千円とし、政府がその全

額を出資する。

第二十一条の六十一 協会の資本金は、三千円とし、政府がその全

額を出資する。

第二十一条の六十二 協会の資本金は、三千円とし、政府がその全

額を出資する。

第二十一条の六十三 協会の資本金は、三千円とし、政府がその全

額を出資する。

第二十一条の六十四 協会の資本金は、三千円とし、政府がその全

額を出資する。

第二十一条の六十五 協会の資本金は、三千円とし、政府がその全

額を出資する。

第二十一条の六十六 協会の資本金は、三千円とし、政府がその全

額を出資する。

第二十一条の六十七 協会の資本金は、三千円とし、政府がその全

額を出資する。

第二十一条の六十八 協会の資本金は、三千円とし、政府がその全

額を出資する。

第二十一条の六十九 協会の資本金は、三千円とし、政府がその全

額を出資する。

第二十一条の七十 協会の資本金は、三千円とし、政府がその全

額を出資する。

第二十一条の七十一 協会の資本金は、三千円とし、政府がその全

額を出資する。

第二十一条の七十二 協会の資本金は、三千円とし、政府がその全

額を出資する。

第二十一条の七十三 協会の資本金は、三千円とし、政府がその全

額を出資する。

第二十一条の七十四 協会の資本金は、三千円とし、政府がその全

額を出資する。

第二十一条の七十五 協会の資本金は、三千円とし、政府がその全

額を出資する。

第二十一条の七十六 協会の資本金は、三千円とし、政府がその全

額を出資する。

第二十一条の七十七 協会の資本金は、三千円とし、政府がその全

額を出資する。

第二十一条の七十八 協会の資本金は、三千円とし、政府がその全

額を出資する。

第二十一条の七十九 協会の資本金は、三千円とし、政府がその全

額を出資する。

第二十一条の八十 協会の資本金は、三千円とし、政府がその全

額を出資する。

第二十一条の八十一 協会の資本金は、三千円とし、政府がその全

額を出資する。

第二十一条の八十二 協会の資本金は、三千円とし、政府がその全

額を出資する。

第二十一条の八十三 協会の資本金は、三千円とし、政府がその全

額を出資する。

第二十一条の八十四 協会の資本金は、三千円とし、政府がその全

額を出資する。

第二十一条の八十五 協会の資本金は、三千円とし、政府がその全

額を出資する。

第二十一条の八十六 協会の資本金は、三千円とし、政府がその全

額を出資する。

第二十一条の八十七 協会の資本金は、三千円とし、政府がその全

額を出資する。

第二十一条の八十八 協会の資本金は、三千円とし、政府がその全

額を出資する。

第二十一条の八十九 協会の資本金は、三千円とし、政府がその全

額を出資する。

第二十一条の九十 協会の資本金は、三千円とし、政府がその全

額を出資する。

第二十一条の九十一 協会の資本金は、三千円とし、政府がその全

額を出資する。

第二十一条の九十二 協会の資本金は、三千円とし、政府がその全

額を出資する。

第二十一条の九十三 協会の資本金は、三千円とし、政府がその全

額を出資する。

第二十一条の九十四 協会の資本金は、三千円とし、政府がその全

額を出資する。

第二十一条の九十五 協会の資本金は、三千円とし、政府がその全

額を出資する。

第二十一条の九十六 協会の資本金は、三千円とし、政府がその全

額を出資する。

第二十一条の九十七 協会の資本金は、三千円とし、政府がその全

額を出資する。

第二十一条の九十八 協会の資本金は、三千円とし、政府がその全

額を出資する。

第二十一条の九十九 協会の資本金は、三千円とし、政府がその全

額を出資する。

第二十一条の一百 協会の資本金は、三千円とし、政府がその全

額を出資する。

第二十一条の一百一 協会の資本金は、三千円とし、政府がその全

額を出資する。

第二十一条の一百二 協会の資本金は、三千円とし、政府がその全

額を出資する。

第二十一条の一百三 協会の資本金は、三千円とし、政府がその全

額を出資する。

第二十一条の一百四 協会の資本金は、三千円とし、政府がその全

額を出資する。

第二十一条の一百五 協会の資本金は、三千円とし、政府がその全

額を出資する。

第二十一条の一百六 協会の資本金は、三千円とし、政府がその全

長が欠員のときはその職務を行なう。

監事は、協会の業務を監査す

る。

第二十一条の二十六 理事長及び監

事は、自治大臣が任命する。

理事は、理事長の意見をきい

て、自治大臣が任命する。

第二十一条の二十七 理事長及び理

事の任期は、四年とし、監事の任

期は、二年とする。ただし、補欠

役員の任期は、前任者の残任期

間とする。

役員は、再任されることができ

る。

第二十一条の二十八 次の各号の一

に該当する者は、役員となること

ができない。

一 国務大臣、国会議員、地方公

共団体の議会の議員又は地方公

共団体の長

二 政府又は地方公共団体の職員

(非常勤の者を除く。)

三 販売業者等又はこれらのが

法人であるときはその役員(い

かなる名称によるかを問わず、

これと同等以上の職権又は支配

力を有する者を含む。)

四 販売業者等の団体の役員(い

かなる名称によるかを問わず、

これと同等以上の職権又は支配

力を有する者を含む。)

第五条の二十九 自治大臣は、

役員が前条各号の一に該当するに

至つたときは、その役員を解任し

なければならない。

自治大臣は、役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、そ

の役員を解任することができる。

一心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

自治大臣は、前項の規定により

理事を解任しようとするときは、あらかじめ、理事長の意見をきかなければならぬ。

自治大臣は、前項の規定により

理事を解任しようとするときは、

自ら當利事業に従事してはならぬ。ただし、非常勤の役員につては、自治大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

第二十一条の三十一 協会と理事長との利益が相反する事項について

は、理事長は、代表権を有しない。

この場合には、監事が協会を

代表する。

第二十一条の三十二 理事長は、理

事又は協会の職員のうちから、協

会の従たる事務所の業務に関し一

切の裁判上又は裁判外の行為をす

ることができる。

第二十一条の三十三 協会の職員

は、理事長が任命する。

第二十一条の三十四 協会の役員若

しくは職員又はこれらの職にあつ

た者は、その職務に関して知り得

た秘密をもらし、又は監用しては

ならない。

第二十一条の三十五 協会の役員及

び職員は、刑法(明治四十年法律

第四十五号)その他の罰則の適用

については、法令により公務に從

事する職員とみなす。

第三款 業務

第二十一条の三十六 協会は、第二十一条の十七の目的を達成するた

め、次の業務を行なう。

一 第二十一条の三の規定により

消防用機械器具等についての試

験を行なうこと。

二 第二十一条の八の規定により

個別検定を行なうこと。

三 消防の用に供する機械器具等

に関する研究、調査及び試験を

行なうこと。

四 消防の用に供する機械器具等

の鑑定を行なうこと。

五 前各号に掲げる業務に附帯す

る業務を行なうこと。

第二十一条の三十七 協会は、業務

の開始の際、業務方法書を作成

し、自治大臣の認可を受けなければ

ならない。これを変更しようと

するときも、同様とする。

前項の業務方法書に記載すべき

事項は、自治省令で定める。

第二十一条の三十八 協会の事業年

度は、毎年四月一日に始まり、翌

年三月三十日に終わる。

第二十一条の三十九 協会は、毎事業

年度、事業計画、予算及び資金

計画を作成し、当該事業年度の開

始前に、自治大臣の認可を受けな

ければならない。これを変更しよ

うとするときも、同様とする。

前項ただし書の規定により借り

換えた短期借入金は、一年以内に

償還しなければならない。

第二十一条の四十三 協会は、毎事

業年度、長期借入金の償還計画を

し、その承認を受けなければならぬ。

協会は、前項の規定により財務諸表を自治大臣に提出するときの意見をつけなければならない。

告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務

諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

第二十一条の四十一 協会は、毎事

業年度、損益計算において利益を

生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があ

るときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

協会は、毎事業年度 損益計算

において損失を生じたときは、前

項の規定による積立金を減額して

整理し、なお不足があるときは、

その不足額は、繰越欠損金として

整理しなければならない。

第二十一条の四十六 協会は、その

役員及び職員に対する給与及び退

職金の預金又は郵便貯金を貸し付

け、譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、自治大臣の

認可を受けなければならない。

第二十一条の四十七条 この法律に規

定するもののほか、協会の財務及び会計に関する必要な事項は、自治

省令で定める。

第二十一条の四十八 協会は、自治

大臣の認可を受けて、長期借入金

又は短期借入金をすることができ

る。

前項の規定による短期借入金

は、当該事業年度内に償還しなけ

ればならない。ただし、資金の不

足のため償還することができない

ときは、その償還することができ

ない金額に限り、自治大臣の認可

を受けて、これを借り換えること

ができる。

第二十一条の四十九 自治大臣は、

この章の規定を施行するため必要があると認めるときは、協会に対し監督上必要な命令をすること

ができる。

第二十一条の四十九 自治大臣は、必

要して、自治大臣の認可を受けなければならぬ。

方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

第一項の規定により財務諸表の提出する場合は、次

の方法による場合を除くほか、業務

上の余裕金を運用してはならない。

昭和三十八年三月五日 衆議院会議録第十三号 消防法の一部を改正する法律案

定、第七章の次に一章を加える改

正規定、第三十六条の二の改正規

定並びに附則第十二条及び附則第

十三条の規定はこの法律の公布の日から起算して一年をこえない範

围内において政令で定める日から

施行する。

(協会の設立)

第二条 自治大臣は、日本消防検定協会(以下「協会」といいう)の理事長又は監事となるべき者を指名す

る。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、協会の成立の時において、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

3 第三条 自治大臣は、設立委員会にて、協会の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、設立の準備を完了したときは、速滞なく、政府に対し、出資金の払込みの請求をしなければならない。

3 設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならぬ。

第四条 附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第三項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、速滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五条 協会は、設立の登記をすることによつて成立する。

(土地等をその目的とする出資)

第六条 政府は、この法律(附則第一条本文に係る部分を除く。以下同じ)の施行の際現に國が消防の用に供する機械器具等の検定の用の土地の定着物(以下「土地等」といいう)で協会の業務に必要があると認められるものを出資の目的として協会に出資することができる。

2 前項の規定により出資する土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

3 前項の評価委員その他同項の規定による評価に関する必要な事項は、政令で定める。

(経過規定)

第七条 第十九条等の改正規定の施行の際、改正前の消防法(以下「旧法」といいう)第十九条第一項の規定により勧告されている規格は、改正後の消防法(以下「新法」といいう)第二十一条の二第二項に規定する技術上の規格とみなす。

2 第十九条等の改正規定の施行の際、旧法第十九条及びこれに基づく命令の規定によりなされていて処分又は申請その他の手続は、それ新法の相当規定に基づいてなされた処分又は申請その他の手続とみなす。

第八条 この法律の施行の際現に日本消防検定協会といふ名称を使用している者については、新法第二十二条の二十二の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

い。

第九条 協会の最初の事業年度は、新法第二十二条の三十八の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和三十九年三月三十一日に終わるものとする。

第十条 協会の最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画について、新法第二十二条の三十九中「当該事業年度の開始前」とあるのは、「協会の成立後速滞なく」とする。

第十一条 協会の最初の事業年度の行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部改正)

第十二条 消防団員等公務災害補償責任共済基金法(昭和三十一年法律第七号)の一部を次のようないに改正する。

第一项中「消防作業に従事した者」の下に「又は救急業務に協力した者」を加える。

第十三条 中「消防作業に従事した者」の下に「救急業務に協力した者」を加える。

第十四条 中「消防作業に従事した者」の下に「救急業務に協力した者」を加える。

第十五条 法人税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第一项中「日本労働協同組合」の下に「日本消防検定協会」を加える。

(法人税法の一部改正)

第十六条 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第一项中「日本労働協同組合」の下に「日本消防検定協会」を加える。

(法人税法の一部改正)

第十七条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第一项中「日本労働協同組合」の下に「日本消防検定協会」を加える。

(地方税法の一部改正)

第十八条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第一项中「日本労働協同組合」の下に「日本消防検定協会」を加える。

(地方税法の一部改正)

第十九条 第七号中「日本労働協同組合」の下に「日本消防検定協会」を加える。

(登録税法の一部改正)

第二十条 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第一项中「日本労働協同組合」の下に「日本消防検定協会」を加える。

(消防組織法の一部改正)

第二十一条 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第一项中「日本労働協同組合」の下に「日本消防検定協会」を加える。

(消防組織法の一部改正)

第二十二条 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第一项中「日本労働協同組合」の下に「日本消防検定協会」を加える。

(消防組織法の一部改正)

第二十三条 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第一项中「日本労働協同組合」の下に「日本消防検定協会」を加える。

(消防組織法の一部改正)

第二十四条 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第一项中「日本労働協同組合」の下に「日本消防検定協会」を加える。

(消防組織法の一部改正)

第二十五条 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第一项中「日本労働協同組合」の下に「日本消防検定協会」を加える。

(消防組織法の一部改正)

第二十六条 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第一项中「日本労働協同組合」の下に「日本消防検定協会」を加える。

(消防組織法の一部改正)

第二十七条 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第一项中「日本労働協同組合」の下に「日本消防検定協会」を加える。

(消防組織法の一部改正)

第二十八条 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第一项中「日本労働協同組合」の下に「日本消防検定協会」を加える。

(消防組織法の一部改正)

第二十九条 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第一项中「日本労働協同組合」の下に「日本消防検定協会」を加える。

(消防組織法の一部改正)

第三十条 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第一项中「日本労働協同組合」の下に「日本消防検定協会」を加える。

(消防組織法の一部改正)

第三十一条 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第一项中「日本労働協同組合」の下に「日本消防検定協会」を加える。

(消防組織法の一部改正)

第三十二条 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第一项中「日本労働協同組合」の下に「日本消防検定協会」を加える。

(消防組織法の一部改正)

第三十三条 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第一项中「日本労働協同組合」の下に「日本消防検定協会」を加える。

(消防組織法の一部改正)

第三十四条 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第一项中「日本労働協同組合」の下に「日本消防検定協会」を加える。

(消防組織法の一部改正)

第三十五条 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第一项中「日本労働協同組合」の下に「日本消防検定協会」を加える。

(消防組織法の一部改正)

第三十六条 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第一项中「日本労働協同組合」の下に「日本消防検定協会」を加える。

(消防組織法の一部改正)

第三十七条 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第一项中「日本労働協同組合」の下に「日本消防検定協会」を加える。

(消防組織法の一部改正)

第三十八条 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第一项中「日本労働協同組合」の下に「日本消防検定協会」を加える。

(消防組織法の一部改正)

第三十九条 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第一项中「日本労働協同組合」の下に「日本消防検定協会」を加える。

(消防組織法の一部改正)

第四十条 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第一项中「日本労働協同組合」の下に「日本消防検定協会」を加える。

(消防組織法の一部改正)

第四十一条 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第一项中「日本労働協同組合」の下に「日本消防検定協会」を加える。

(消防組織法の一部改正)

第四十二条 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第一项中「日本労働協同組合」の下に「日本消防検定協会」を加える。

(消防組織法の一部改正)

第四十三条 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第一项中「日本労働協同組合」の下に「日本消防検定協会」を加える。

(消防組織法の一部改正)

第四十四条 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第一项中「日本労働協同組合」の下に「日本消防検定協会」を加える。

(消防組織法の一部改正)

第四十五条 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第一项中「日本労働協同組合」の下に「日本消防検定協会」を加える。

(消防組織法の一部改正)

第四十六条 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第一项中「日本労働協同組合」の下に「日本消防検定協会」を加える。

(消防組織法の一部改正)

第四十七条 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第一项中「日本労働協同組合」の下に「日本消防検定協会」を加える。

(消防組織法の一部改正)

第四十八条 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第一项中「日本労働協同組合」の下に「日本消防検定協会」を加える。

(消防組織法の一部改正)

第四十九条 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第一项中「日本労働協同組合」の下に「日本消防検定協会」を加える。

(消防組織法の一部改正)

第五十条 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第一项中「日本労働協同組合」の下に「日本消防検定協会」を加える。

(消防組織法の一部改正)

第五十一条 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第一项中「日本労働協同組合」の下に「日本消防検定協会」を加える。

(消防組織法の一部改正)

第五十二条 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第一项中「日本労働協同組合」の下に「日本消防検定協会」を加える。

(消防組織法の一部改正)

第五十三条 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第一项中「日本労働協同組合」の下に「日本消防検定協会」を加える。

(消防組織法の一部改正)

第五十四条 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第一项中「日本労働協同組合」の下に「日本消防検定協会」を加える。

(消防組織法の一部改正)

第五十五条 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第一项中「日本労働協同組合」の下に「日本消防検定協会」を加える。

(消防組織法の一部改正)

第五十六条 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第一项中「日本労働協同組合」の下に「日本消防検定協会」を加える。

(消防組織法の一部改正)

第五十七条 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第一项中「日本労働協同組合」の下に「日本消防検定協会」を加える。

(消防組織法の一部改正)

第五十八条 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第一项中「日本労働協同組合」の下に「日本消防検定協会」を加える。

(消防組織法の一部改正)

第五十九条 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第一项中「日本労働協同組合」の下に「日本消防検定協会」を加える。

(消防組織法の一部改正)

第六十条 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第一项中「日本労働協同組合」の下に「日本消防検定協会」を加える。

(消防組織法の一部改正)

第六十一条 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第一项中「日本労働協同組合」の下に「日本消防検定協会」を加える。

(消防組織法の一部改正)

第六十二条 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第一项中「日本労働協同組合」の下に「日本消防検定協会」を加える。

(消防組織法の一部改正)

第六十三条 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第一项中「日本労働協同組合」の下に「日本消防検定協会」を加える。

(消防組織法の一部改正)

第六十四条 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第一项中「日本労働協同組合」の下に「日本消防検定協会」を加える。

(消防組織法の一部改正)

第六十五条 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第一项中「日本労働協同組合」の下に「日本消防検定協会」を加える。

(消防組織法の一部改正)

第六十六条 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第一项中「日本労働協同組合」の下に「日本消防検定協会」を加える。

(消防組織法の一部改正)

第六十七条 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第一项中「日本労働協同組合」の下に「日本消防検定協会」を加える。

(消防組織法の一部改正)

第六十八条 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第一项中「日本労働協同組合」の下に「日本消防検定協会」を加える。

(消防組織法の一部改正)

第六十九条 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第一项中「日本労働協同組合」の下に「日本消防検定協会」を加える。

(消防組織法の一部改正)

第七

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を
求めます。地方行政委員長永田亮一
君。

〔警告書以本号末尾函據載〕

〔報告書は本号末尾に掲載〕

卷之三

まつ。地方行政委員長承認

委員長の

右、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしま

本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

めます。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

○議長(清瀬一郎君) 本日は、これを

午後二時二十一分散会

出席國務大臣
自治大臣
篠田
弘作君

出席政府委員

大蔵政務次官 原田 憲君

○朗読を省略した議長の報告
(報告者受領)

一、昨日、内閣から次の報告書を受領した。

昭和三十七年度第一・四半期における予算使用の状況

一、今五日、内閣から、畜産物価格審議会委員に本院議員中村寅太君、同

芳賀貢君及び参議院議員谷口慶吉君を任命したいので、国会法第三十九

（第十五章）
条但書の規定により本院の議決を得た旨の要求書を受領した。

(常任委員会報告)
一、去る二日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

卷之三

昭和三十八年三月五日 衆議院会議録第十二号 消防法の一部を改正する法

朗読を省略した副長の報告

内閣委員	久保田円次君	田川 誠一君
前田 義雄君	渡辺 惣蔵君	成田 知巳君
岡田 利春君	松山千恵子君	西村 第一君
中村 重光君	多賀谷眞稔君	
堂森 芳夫君	加藤 清二君	
予算委員	山花 秀雄君	
井村 重雄君	稻葉 修君	
今松 治郎君	小坂善太郎君	
田中伊三次君	保科善四郎君	
松野 賴三君	山口 好一君	
加藤 滉二君	堂森 芳夫君	
山花 秀雄君	渡辺 惣蔵君	
佐々木良作君	田中幾三郎君	
岡田 利春君	多賀谷眞稔君	
中村 重光君	成田 知巳君	
内海 清君	玉置 一徳君	
議院連営委員	久保田円次君	
金丸 信君	今松 治郎君	
(常任委員補欠選任)	受田 新吉君	
内閣委員	松野 賴三君	
地方行政委員	加藤 清二君	
去る二日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。	渡辺 惣蔵君	
小坂善太郎君	岡田 利春君	
保科善四郎君	堂森 芳夫君	
成田 知巳君	中村 重光君	
文教委員	井村 重雄君	
商工委員	山花 秀雄君	
予算委員	堂森 芳夫君	
浦野 幸男君	前田 義雄君	

佐々木義武君	藤井 勝志君	久保田 次君
多賀谷真穂君	中村 重光君	伊藤 輓君
岡田 利春君	成田 知巳君	内海 清君
玉置 一徳君	加藤 清二君	渡辺 惣藏君
山花 秀雄君	佐々木良作君	西村 榮一君
堂森 芳夫君		
久保田 次君	金丸 信君	
(特別委員辞任)		
一、去る二日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。		
災害対策特別委員 首藤 新八君		
(特別委員補欠選任)		
一、去る二日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。		
災害対策特別委員 小島 徹三君		
(条約提出)		
一、去る二日、内閣から提出した条約は次の通りである。		
結社の自由及び団結権の保護に関する条約(第八十七号)の締結について承認を求めるの件		
一、昨四日、内閣から提出した条約は次の通りである。		
一千九百六十年の海上における人命の安全のための国際条約の締結について承認を求めるの件		
(議案提出)		
一、去る二日、内閣から提出した議案は次の通りである。		
石炭鉱業経理規制臨時措置法案		
公共企業体等労働關係法の一部を改正する法律案		
地方公営企業労働關係法の一部を改正する法律案		
國家公務員法の一部を改正する法律案		

案
一、昨四日、内閣から提出した議案は
次の通りである。
農業取締法の一部を改正する法律
案
公共企業体職員等共済組合法の一部
を改正する法律案
(議案受領)
一、昨四日、予備審査のため内閣から
送付された次の議案を受領した。
生活環境施設整備緊急措置法案
屋外広告物法の一部を改正する法律
案
地方公務員共済組合法の長期給付に
関する施行法の一部を改正する法律
案
消防組織法及び消防団員等公務災害
補償責任共済基金法の一部を改正す
る法律案
(条約付託)
一、昨四日、委員会に付託された条約
は次の通りである。
千九百六十年の海上における人命の
安全のための国際条約の締結につい
て承認を求めるの件(条約第一五号)
外務委員会 付託
(議案付託)
一、昨四日、委員会に付託された議案
は次の通りである。
公共企業体職員等共済組合法の一部
を改正する法律案(内閣提出第一三
一号) 大蔵委員会 付託
農業取締法の一部を改正する法律案
(内閣提出第一三〇号) 農林水産委員会 付託

は法人が、わが国からうけること
れらの投資所得に対しても、そ
の源泉徴収税率を次のように軽
減することとしている。

1 配当所得について

5%とする。ただし、親会社
たる外国法人が、子会社たる
日本法人から受け取る配当に
対しては、10%とすること
としている。

2 利子または工業所有権の使 用料等について

10%とすることとしている。

3 連合王国の個人または法人 が、日本国内に支店等を有して 一定の事業を営んでいる場合に おいて、(1)に記述した配当等の 所得がある場合には、わが国内 法により、それを事業上の所得 等と合算して所得税または法人 税の申告納税をしなければなら ないことになつてゐるが、この 結果、配当所得等に見合う所得 税または法人税の税率が(1)に述 べた軽減税率よりも高くなると きは、その超過額を軽減するこ ととしている。

二 議案の可決理由

わが国と連合王国間の二重課税
を防止し、文化経済の交流の円滑
を図るための措置として適切妥當
なものと認め、本案は可決すべき
ものと譲決した次第である。

右報告する。

昭和三十八年三月一日
大蔵委員長 白井 莊一

所得に対する租税に関する二重 課税の回避及び脱税の防止のた めの日本国とニューギニア・ジーラン ドとの間の条約の実施に伴う所 得税法の特例等に関する法律案 (内閣提出)に関する報告書

別途今国会に提出されたわが國
とニューギニア・ジーランドとの間の租
税条約の締結に伴い、とくに、法
律の規定を要するものについて、
所要の措置を講じようとするもの
である。

(1) わが国の税法によれば、外
国人(非居住者)または外国の法人
で日本国内に事業を有していない
者が、日本から配当所得を取
得するときは、原則として二
〇%の税率で源泉徴収所得税が
課されることとなつてゐるが、
ニューギニア・ジーランドの居住者ま
たは法人が、わが国からうける
配当所得については、その税率
を一五%に軽減することとして
いる。

(2) ニューギニア・ジーランドの個人ま
たは法人が、日本国内に支店等
を有して一定の事業を営んでい
る場合において、配当所得があ
る場合には、わが国内法によ
り、その配当所得と事業上の所
得等を合算して所得税または法
人税の申告納税をしなければな
らないことになつてゐるが、こ
の結果、配当所得に見合う所得
税または法人税の税率が前記(1)
の軽減税率よりも高くなるとき
は、その超過額を軽減すること
としている。

二 議案の可決理由

わが国とニューギニア・ジーランド間
の二重課税を防止し、文化経済の
交流の円滑を図るための措置とし
て適切妥当なものと認め、本案は
可決すべきものと譲決した次第で
ある。

右報告する。

昭和三十八年三月一日
大蔵委員長 白井 莊一
衆議院議長清瀬一郎殿

消防法の一部を改正する法律案 (内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的

一 本案は、消防用機械器具等の検 定制度に根本的な改善を加え、人 命、財産の保護に遺憾なきを期す とともに、最近における交通事故 故を含む各種災害事故の激増に伴 い救急体制を確立し、その整備を 図る等の措置を講じようとするも ので、その要旨は次のとおりであ る。

二 議案の可決理由

三 消防用機械器具等の検定制度に 根本的に改善を加えること及び救 急業務の体制を確立する等、本案 の改正事項はいずれも時宜に適し たものと認め、全会一致をもつて 原案の通り可決すべきものと譲決 した次第である。

四 消防本部を置かない市町村に ついては、都道府県知事は、市 町村長から求めがあつたとき及 び特に必要があると認めたとき に限り、火災の原因による傷病者 を、医療機関に搬送せしめるこ ととすること。

五 消防本部を置かない市町村に ついては、都道府県知事は、市 町村長から求めがあつたとき及 び特に必要があると認めたとき に限り、火災の原因による傷病者 を、医療機関に搬送せしめるこ ととすること。

その承認を受けた後日本消防検 定協会が行なう個別検定を受け るものとする。

3 消防機関が行なう救急業務に
ついて法律上の根拠を明定し、
市町村は、救急隊を編成して災
害その他の事故による傷病者
を、医療機関に搬送せしめるこ
ととすること。

4 消防本部を置かない市町村に
ついては、都道府県知事は、市
町村長から求めがあつたとき及
び特に必要があると認めたとき
に限り、火災の原因による傷病者
を、医療機関に搬送せしめるこ
ととすること。

5 消防用機械器具等の検定制度に
根本的に改善を加えること及び救
急業務の体制を確立する等、本案
の改正事項はいずれも時宜に適し
たものと認め、全会一致をもつて
原案の通り可決すべきものと譲決
した次第である。

三 本案施行に要する経費

一 映写技術者の資格及び映写室 の構造設備に関する規制は、今 後燃焼性でない映画を上映する 場合に限定するとともに、届出 上記に限らず燃焼性でない映画の 上映に際してのみ必要とするも のとすること。

二 消防用機械器具等の検定を義務 化する規制は、今後燃焼性でない映画を 上映する場合に限らず燃焼性でない映画の 上映に際してのみ必要とするも のとすること。

三 本案施行に要する経費

四 本案施行に要する経費

五 本案施行に要する経費

六 本案施行に要する経費

七 本案施行に要する経費

八 本案施行に要する経費

九 本案施行に要する経費

十 本案施行に要する経費

十一 本案施行に要する経費

十二 本案施行に要する経費

十三 本案施行に要する経費

十四 本案施行に要する経費

十五 本案施行に要する経費

十六 本案施行に要する経費

十七 本案施行に要する経費

十八 本案施行に要する経費

十九 本案施行に要する経費

二十 本案施行に要する経費

二十一 本案施行に要する経費

二十二 本案施行に要する経費

二十三 本案施行に要する経費

二十四 本案施行に要する経費

二十五 本案施行に要する経費

二十六 本案施行に要する経費

二十七 本案施行に要する経費

二十八 本案施行に要する経費

二十九 本案施行に要する経費

三十 本案施行に要する経費

三十一 本案施行に要する経費

三十二 本案施行に要する経費

三十三 本案施行に要する経費

三十四 本案施行に要する経費

三十五 本案施行に要する経費

三十六 本案施行に要する経費

三十七 本案施行に要する経費

三十八 本案施行に要する経費

三十九 本案施行に要する経費

四十 本案施行に要する経費

四十一 本案施行に要する経費

四十二 本案施行に要する経費

四十三 本案施行に要する経費

四十四 本案施行に要する経費

四十五 本案施行に要する経費

四十六 本案施行に要する経費

四十七 本案施行に要する経費

四十八 本案施行に要する経費

四十九 本案施行に要する経費

五十 本案施行に要する経費

五十一 本案施行に要する経費

五十二 本案施行に要する経費

五十三 本案施行に要する経費

五十四 本案施行に要する経費

五十五 本案施行に要する経費

五十六 本案施行に要する経費

五十七 本案施行に要する経費

五十八 本案施行に要する経費

五十九 本案施行に要する経費

六十 本案施行に要する経費

六十一 本案施行に要する経費

六十二 本案施行に要する経費

六十三 本案施行に要する経費

六十四 本案施行に要する経費

六十五 本案施行に要する経費

六十六 本案施行に要する経費

六十七 本案施行に要する経費

六十八 本案施行に要する経費

六十九 本案施行に要する経費

七十 本案施行に要する経費

七十一 本案施行に要する経費

七十二 本案施行に要する経費

七十三 本案施行に要する経費

七十四 本案施行に要する経費

七十五 本案施行に要する経費

七十六 本案施行に要する経費

七十七 本案施行に要する経費

七十八 本案施行に要する経費

七十九 本案施行に要する経費

八十 本案施行に要する経費

八十一 本案施行に要する経費

八十二 本案施行に要する経費

八十三 本案施行に要する経費

八十四 本案施行に要する経費

八十五 本案施行に要する経費

八十六 本案施行に要する経費

八十七 本案施行に要する経費

八十八 本案施行に要する経費

八十九 本案施行に要する経費

九十 本案施行に要する経費

九十一 本案施行に要する経費

九十二 本案施行に要する経費

九十三 本案施行に要する経費

九十四 本案施行に要する経費

九十五 本案施行に要する経費

九十六 本案施行に要する経費

九十七 本案施行に要する経費

九十八 本案施行に要する経費

九十九 本案施行に要する経費

一百 本案施行に要する経費

一百一 本案施行に要する経費

一百二 本案施行に要する経費

一百三 本案施行に要する経費

一百四 本案施行に要する経費

一百五 本案施行に要する経費

一百六 本案施行に要する経費

一百七 本案施行に要する経費

一百八 本案施行に要する経費

一百九 本案施行に要する経費

一百二十 本案施行に要する経費

一百二十一 本案施行に要する経費

一百二十二 本案施行に要する経費

一百二十三 本案施行に要する経費

一百二十四 本案施行に要する経費

一百二十五 本案施行に要する経費

一百二十六 本案施行に要する経費

一百二十七 本案施行に要する経費

一百二十八 本案施行に要する経費

一百二十九 本案施行に要する経費

一百三十 本案施行に要する経費

一百三十一 本案施行に要する経費

一百三十二 本案施行に要する経費

一百三十三 本案施行に要する経費

一百三十四 本案施行に要する経費

一百三十五 本案施行に要する経費

一百三十六 本案施行に要する経費

一百三十七 本案施行に要する経費

一百三十八 本案施行に要する経費

一百三十九 本案施行に要する経費

一百四十 本案施行に要する経費

一百四十一 本案施行に要する経費

一百四十二 本案施行に要する経費

一百四十三 本案施行に要する経費

一百四十四 本案施行に要する経費

一百四十五 本案施行に要する経費

一百四十六 本案施行に要する経費

一百四十七 本案施行に要する経費

一百四十八 本案施行に要する経費

一百四十九 本案施行に要する経費

一百五十 本案施行に要する経費

一百五十一 本案施行に要する経費

一百五十二 本案施行に要する経費

一百五十三 本案施行に要する経費

一百五十四 本案施行に要する経費

一百五十五 本案施行に要する経費

一百五十六 本案施行に要する経費

一百五十七 本案施行に要する経費

一百五十八 本案施行に要する経費

一百五十九 本案施行に要する経費

一百六十 本案施行に要する経費

一百六十一 本案施行に要する経費

一百六十二 本案施行に要する経費

一百六十三 本案施行に要する経費

一百六十四 本案施行に要する経費

一百六十五 本案施行に要する経費

一百六十六 本案施行に要する経費

一百六十七 本案施行に要する経費

一百六十八 本案施行に要する経費

一百六十九 本案施行に要する経費

一百七十 本案施行に要する経費

一百七十一 本案施行に要する経費

一百七十二 本案施行に要する経費

一百七十三 本案施行に要する経費

一百七十四 本案施行に要する経費

一百七十五 本案施行に要する経費</h4

昭和三十八年三月五日 衆議院会議録第十三号

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

定価 一部十五円

発行所

東京
大藏省

卷之三

電話 東京 一〇二

官大一
報
課